

## 第 4 2 号議案

損害賠償の額を定め、和解することについて

次のとおり物損事故による損害賠償の額を定め、和解することについて議決を求める。

1 相手方 市外在住者

### 2 事故の概要

令和 5 年 5 月 2 2 日午後 8 時頃、桶川市泉一丁目 5 番 1 0 号の桶川市立桶川中学校駐車場において、根元部の腐朽などの状態にあった樹木が大雨及び強風によって倒れ、駐車していた相手方所有の車両のボンネット及びピラー部分を損傷させたものである。

### 3 損害賠償額及び和解条項

#### (1) 損害賠償額

金 5 3 3 , 9 7 8 円

(2) 相手方は、市に対し、本件に関する事故について、上記金額の支払以外は、いかなる損害賠償も請求しない。

令和 5 年 9 月 1 日提出

桶川市長 小 野 克 典

#### 提 案 理 由

物損事故による損害賠償の額を定め、和解したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、この案を提出するものである。